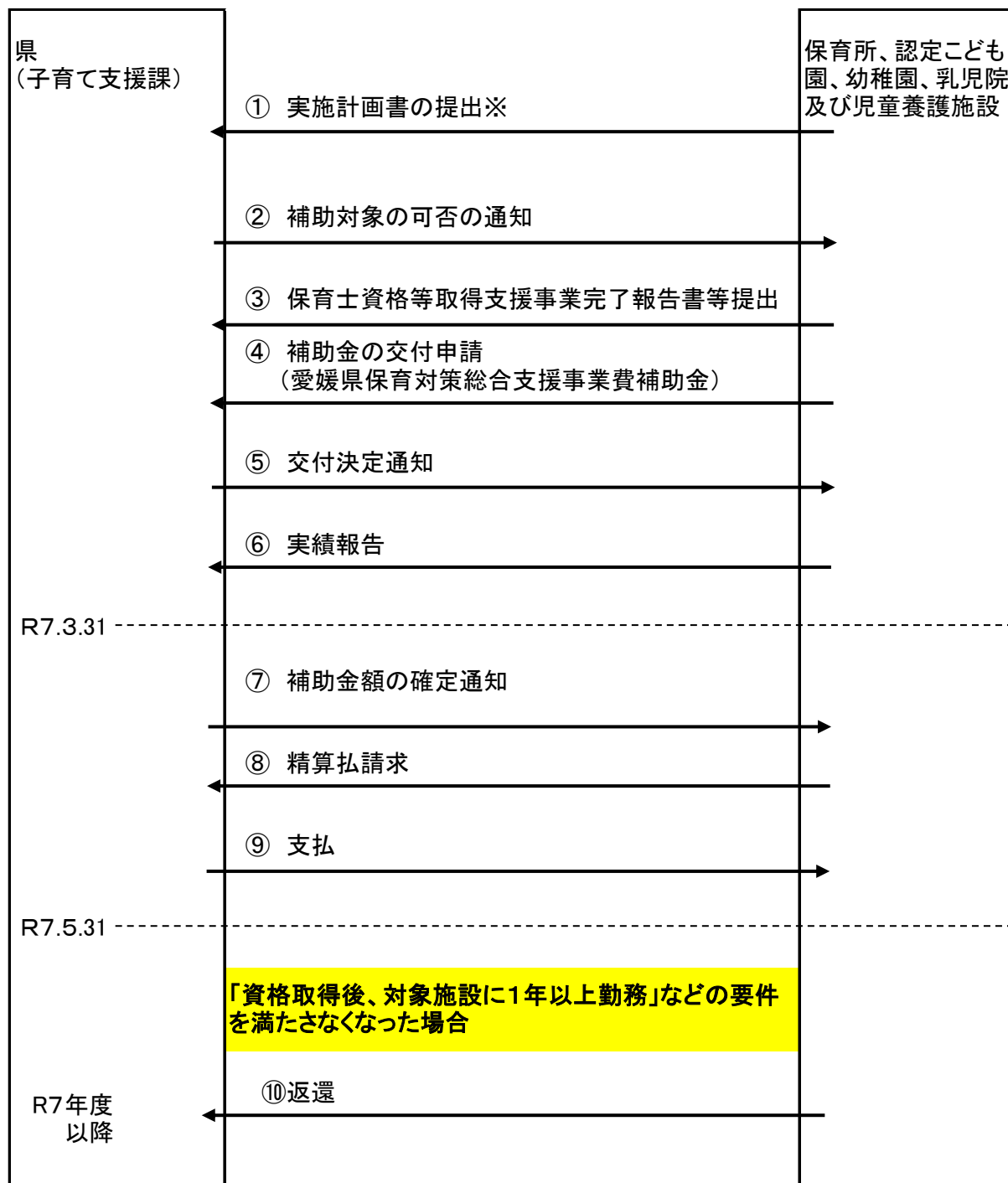


保育所等保育士資格取得支援事業に係るフロー図



※①指定保育士養成施設又は大学等(以下「養成施設等」という。)に入学した日、②養成施設等からの受講許可を得た日、③受講申込時点で入学料等を養成施設等に支払う場合には受講申込日、①～③のいずれか早い日を受講開始の日とし、その属する年度中に提出すること。

(例)

令和7年4月1日から養成施設等に入学するため、令和7年3月31日までに入学料等を支払う場合は令和6年度中の申請が必要になります。